

計 画 事 項 の 別 表

別表1 森林の有する機能別の森林の所在及び面積

単位 面積：ha

区 分	機 能 別 面 積				
	水源かん養	山地災害防止	生活環境保全	保健文化	木材等生産
総 数	54,971.87	7,366.62	1,820.93	15,552.06	21,225.95
盛 岡 市	16,408.62	251.69	409.93	2,156.60	5,635.59
雫 石 町	31,456.87	6,075.53	-	11,897.81	7,124.09
岩 手 町	1,912.87	284.08	-	704.31	4,684.46
滝 沢 村	516.70	628.44	450.62	793.34	673.21
紫 波 村	3,806.68	118.86	-	-	2,785.56
矢 巾 村	870.13	8.02	960.38	-	323.04

注 森林の有する機能別の森林の所在は、別紙森林の有する機能別の森林の所在のとおり。

別紙

水源かん養機能

単位 面積 : ha

区 分	森 林 の 区 域 (林 班)	面 積
総 数		54,971.87
盛 岡 市	59～71, 80～86, 205～372, 435～437, 513～516, 522～538, 540～550, 552～555, 601～603	16,408.62
雫 石 町	604, 606～630, 633～667, 669～694, 696～710, 713～721, 723～728, 735, 737～784, 786～792, 794, 801～804	31,456.87
岩 手 町	1001～1003, 1005～1016, 1037, 1038, 1044, 1055, 1059, 1317, 1320	1,912.87
滝 沢 村	90～92, 94	516.70
紫 波 町	401～409, 411～425, 512, 518～521	3,806.68
矢 巾 町	427～432	870.13

山地災害防止機能

単位 面積 : ha

区 分	森 林 の 区 域 (林 班)	面 積
総 数		7,366.62
盛 岡 市	219, 220, 222, 254, 256, 260～262, 282～284, 287, 288, 321, 322, 435, 436, 601～603	251.69
雫 石 町	604, 606～611, 613～615, 618～630, 633～644, 646～647, 658, 659, 661, 662, 665～667, 669～671, 673～676, 678～682, 684～694, 696～703, 705～710, 713～718, 720～725, 727, 735, 737, 740～758, 760～765, 768～784, 786～792, 794, 801～804, (雫)9～11	6,075.53
岩 手 町	1002, 1003, 1006, 1007, 1020, 1037, 1038, 1209～1211, 1214, 1316, 1317, 1319, 1323, 1324	284.08
滝 沢 村	90, 92, 93	628.44
紫 波 町	401, 411, 422, 424, 425, 510	118.86
矢 巾 町	430～432	8.02

生活環境保全機能

単位 面積：ha

区 分	森 林 の 区 域 (林 班)	面 積
総 数		1,820.93
盛 岡 市	435～437	409.93
雫 石 町		-
岩 手 町		-
滝 沢 村	15, 42, 43, 48, 94, 95, 161～166	450.62
紫 波 町		-
矢 巾 町	428～434	960.38

保健文化機能

単位 面積：ha

区 分	森 林 の 区 域 (林 班)	面 積
総 数		15,552.06
盛 岡 市	60～71, 208, 365～369, 371, 372	2,156.60
雫 石 町	698～701, 704, 705, 709, 710, 718, 743～748, 750～753, 755～784, 786～788, 792	11,897.81
岩 手 町	1019, 1020, 1112, 1209～1211, 1315～1324, 1326	704.31
滝 沢 村	15, 42, 91, 93, 143	793.34
紫 波 町		-
矢 巾 町		-

木材等生産機能

単位 面積：ha

区 分	森 林 の 区 域 (林 班)	面 積
総 数		21, 225. 95
盛 岡 市	59～71, 80～85, 205, 207～210, 212～229, 234～236, 248, 250, 254, 256, 260～262, 265～269, 273, 274, 276～284, 287, 288, 307, 308, 320～324, 326, 327, 332, 334～339, 341～344, 351～353, 355, 356, 358～360, 435～437, 513～516, 522～538, 540, 541, 544～550, 552～555, 601～603	5, 635. 59
雫 石 町	604, 606～630, 633～654, 656～666, 669～693, 697, 702, 703, 706～710, 713～716, 720～728, 731, 732, 735, 737～739, 741～743, 745, 746, 748～752, 781～784, 789～791, 794, (雫)1～6, (雫)10, 11	7, 124. 09
岩 手 町	1001～1003, 1005～1016, 1019～1022, 1024～1028, 1032～1040, 1042, 1044～1046, 1048, 1051～1055, 1057～1060, 1111, 1112, 1209～1211, 1214, 1315～1324, 1326, 1409, 1410, (岩)1, 2	4, 684. 46
滝 沢 村	15, 42, 43, 48, 90, 94, 95, 143, 156～166	673. 21
紫 波 町	402～409, 411～426, 501～512, 518～521	2, 785. 56
矢 巾 町	427～434	323. 04

注 1 森林の区域(林小班)は、東北森林管理局計画課に備えおく別冊のとおり。

2 ()書きは官行造林地で契約者等名称は以下のとおり。

(雫) 雫石町御明神財産区

(岩) 岩手町

別表2 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位 面積：ha

区 分		現 況	計画期末	参 考 (現 況)		
				水 土	共 生	循 環
面	育成単層林	24,763	24,720	17,069	1,112	6,582
	育成複層林	1,776	1,802	1,524	209	43
積	天然生林	30,393	30,226	17,840	11,074	1,478
森林蓄積 m ³ /ha		156	159			
林道整備率 %		36	40			

注1 育成単層林、育成複層林及び天然生林において実施される施業の内容については、以下のとおり。

- (1) 育成単層林においては、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為^{※1}により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業(育成単層林施業)。
- (2) 育成複層林においては、森林を構成する林木を択伐^{※2}等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層^{※3}を構成する森林(施業の関係上一時的に単層林となる森林を含む。)として成立させ維持する施業(育成複層林施業)。
- (3) 天然生林においては、主として天然力を活用することにより成立させ維持する施業(天然生林施業)。この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のための禁伐等を含む。

2 現況については、平成21年3月31日現在の数値である。また、「水土」は水土保持林、「共生」は森林と人との共生林、「循環」は資源の循環利用林を指す。

- ※1 「人為」とは、植栽、更新補助(天然下種更新のための地表かきおこし、刈払い等)、芽かき、下刈り、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したもの。
- ※2 「択伐」とは、森林内の成熟木を数年～数十年ごとに計画的に繰り返し伐採(抜き伐り)すること。
- ※3 「複数の樹冠層」は、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるもの。

別表3 伐採立木材積

単位 材積：1,000m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	1,119	1,106	13	155	144	11	964	962	2

別表4 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区 分	人工造林	天然更新
総 数	638	214

別表5 公益的機能別施業森林の区域

(1) 水土保持林の区域

単位 面積：ha

区 分	森 林 の 区 域 (林 班)	面 積
総 数		37467.76
盛 岡 市	59～71, 80～85, 205～239, 243, 244, 246～292, 298～301, 304～311, 315, 316, 319～360, 435～437, 513～516, 522～538, 540～550, 552～555, 601～603	12773.42
雫 石 町	604, 606～630, 633～667, 669～694, 696, 697, 699～710, 713～718, 720～728, 735, 737～739, 741～743, 749～752, 759～761, 773, 774, 781～784, 789～792, 794, 801～804, (雫)10	18017.43
岩 手 町	1001～1003, 1005～1016, 1037, 1038, 1055, 1059, 1317, 1320,	1835.81
滝 沢 村	90～92, 94, 143, 157,	464.49
紫 波 町	401～409, 411～425, 510, 512, 518～521,	3558.63
矢 巾 町	427～434,	817.98

注 1 森林の区域（林小班）は、東北森林管理局計画課に備えおく別冊のとおり。

2 ()書きは官行造林地で契約者等名称は以下のとおり。

(雫) 雫石町御明神財産区

(2) 森林と人との共生林の区域

単位 面積：ha

区 分	森 林 の 区 域 (林 班)	面 積
総 数		15,882.13
盛 岡 市	60～67, 80～82, 84～87, 208, 240～242, 245, 293～303, 309～314, 317, 318, 325～331, 347, 348, 354, 361～372, 536～538, 540, 555	3,252.10
雫 石 町	604, 677, 693, 694, 698～701, 704, 705, 709, 710, 716, 718, 719, 725, 726, 737, 739, 740, 742～748, 750～784, 786～788, 792	11,915.88
岩 手 町	1019, 1020, 1055	92.21
滝 沢 村	90, 91, 93	616.49
紫 波 町	408	5.45

注 1 森林の区域（林小班）は、東北森林管理局計画課に備えおく別冊のとおり。

別表6 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

単位 延長：km 面積：ha 材積：m³

開設 拡張 別	種 類	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長	利 用 区 域			備 考	
					面 積	材 積			
						針葉樹	広葉樹		
開設	自動車道	盛岡市	小乙壁	4.8	173	89,493	45,669		
			里桧沢	3.8	83	25,442	26,540		
			白井川	2.0	184	17,812	20,775		
			藪川(北の沢)	3.0	169	31,903	19,740		
			茶臼	3.3	34	17,519	9,898		
			田代	1.3	24	55,723	18,375		
			三助沢	2.5	78	28,217	20,820		
		小計	7路線	20.5					
		雫石町	高森山	4.6	76	36,433	16,523		
			荒沢	3.8	114	16,897	19,839		
			小計	2路線	8.4				
		岩手町	横沢支線	2.5	91	23,906	7,937		
			太郎畑沢	2.0	75	16,495	2,334		
			小計	2路線	4.5				
		紫波町	音水沢	2.3	170	11,171	17,283		
			外和沢	2.3	26	46,177	21,071		
			小計	2路線	4.6				
		合 計			13路線	38.0			

別表7 樹根及び表土の保全その他林地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積：ha

森林の所在		面積	留意すべき事項	備考
市町村	地区(林班)			
総数		53,955.47	1 保安林等については、指定の目的の達成に必要な施業を行う。 2 立木の伐採に当たっては、山地災害防止機能等に支障を及ぼすことのないよう留意する。 土地の形質変更は極力行わない。やむを得ず行う場合は、必要最小限の規模とし、土砂の流出の防止等の施設を設けるなど林地の保全に十分留意するものとする。	
盛岡市	59～71, 80～86, 205～372, 435～437, 513～516, 522～538, 540～550, 552～555, 601～603	16,176.94		
雫石町	604, 606～627, 630, 633～667, 669～694, 696～710, 713～725, 727, 735, 737～784, 786～792, 794, 801～804, (雫)9～11	30,484.58		
岩手町	1001～1003, 1005～1016, 1037, 1038	1,693.33		
滝沢村	15, 90～93, 143, 157	1,090.48		
紫波町	401～409, 411～425, 510, 518～521	3,756.52		
矢巾町	427～432	753.62		

注 ()書きは官行造林地で契約者等名称は以下のとおり。

(雫) 雫石町御明神財産区

別表8 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

8～1 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積	備考
保安林総数（実面積）	56,356	
水源かん養のための保安林	47,364	
災害防備のための保安林	3,682	
保健、風致の保存等のための保安林	2,501	

注 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源かん養のための保安林等の内訳の合計に一致しない。

8～2 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定 解除別	種類	森林の所在		面積	指定又は解除を 必要とする理由	備考
		市町村	区 域			
指 定	水 源 かん養	盛岡市	549	127	水源かん養の ため	
		岩手町	1032～1036, 1039, 1040, 1042, 1044～1046, 1051, 1057, 1315～1324, 1326, 1409, 1410	1,608		
		紫波町	501～512	1,060		
		滝沢村	92	17		
		計		2,812		

8～3 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積
該当なし

別表9 治山事業の数量

単位 地区

森 林 の 所 在		治山事業 施工地区数	主な工種	備 考
市町村	区 域			
盛岡市	91, 92	2	溪間工	
雫石町	774, 780, 783, 786, 787, 788, 789, 791	8	山腹工 溪間工 本数調整伐	
岩手町	1035, 1036, 1045, 1046, 1051	5	山腹工 溪間工	
合 計		15		

別表10 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)
	市町村	区域(林班)			
水かん	盛岡市	59～71, 80～86, 205～372, 435～437, 513～516, 522～538, 540～550, 552～555, 601～604	16,063.97	別紙1の とおり	砂指 47.59 県特1 151.22 県特2 69.21 県特3 1,687.94
	雫石町	604, 606～627, 630, 633～667, 669～694, 696～710, 713～719, 735, 737～784, 786～791, 794	27,436.82		保健保 1943.19 砂指 96.12 国特保 53.96 国特1 1,017.51 国特2 1,752.77 国特3 6,471.49
	岩手町	1001～1003, 1005～1016	1,477.41		
	滝沢村	90～92	494.44		国特2 22.62
	紫波町	402～409, 411～425, 518～521	3,622.63		
	矢巾町	427～432	740.43		
	小計		49,835.70		
	土流	盛岡市	435, 436		11.77
雫石町		691～693, 707, 720～724, 727, 776～781, 783, 784, 792, 801～804, (雫)9～11	2,754.21	保健 307.78 砂指 12.67 国特保 169.30 国特1 23.13 国特2 897.48 鳥保特 169.30 史跡 16.02	
岩手町		1037, 1038	180.55		
滝沢村		92, 93, 143, 157	593.69	保健 228.63 国特保 91.03 国特2 497.54 鳥保特 91.03 史跡 24.80	
紫波町		401, 422, 424, 425	110.06		
小計			3,650.28		
土崩	盛岡市	601, 602	3.67		
	雫石町	625, 669, 670, 690, 696, 707, 708, 714, 722, 727, 741	88.94	砂防指 2.97	
	小計		92.61		

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)	
	市町村	区域(林班)				
保健	雫石町	777, 752, 753, 755~760, 762, 771~784, 792	2252.84	別紙1のとおり		
	滝沢村	93	228.63			
	小計		2,481.47			
計			56,060.06			
砂指	盛岡市	219, 220, 222, 254, 256, 260~262, 282~284, 287, 288, 321, 322	47.62	別紙3のとおり	水かん	47.59
	雫石町	618, 635, 696, 697, 699~701, 706~708, 713~715, 749~752, 777, 781, 783, 784	121.74		水かん	96.12
					土流	12.67
					土崩	2.97
					保健	7.61
					国特2	7.61
			国特3	9.68		
			史跡	1.91		
	岩手町	1002, 1003, 1006, 1007	14.9			
	紫波町	510	0.3			
	矢巾町	431, 432	5.82			
計			190.38			
国特保	雫石町	700, 701, 704, 784, 792	223.26	別紙2のとおり	水かん	53.96
					土流	169.3
					保健	169.3
	滝沢村	93	91.03		鳥保特	169.3
					土流	91.03
					保健	90.98
					鳥保特	91.03
					史跡	24.80
小計			314.29			
国特1	雫石町	758, 762~769, 771, 772, 776, 778~783	1041.11		水かん	1,017.51
					土流	23.13
					保健	476.91

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)
	市町村	区域 (林班)			
国特2	雫石町	698～701, 704, 705, 709, 710, 718, 757, 759～761, 769～771, 773～784, 792	2666.54	別紙2の とおり	水かん 1,752.77
					土流 897.48
					保健 178.15
			砂指 7.61		
			史跡 1.91		
	滝沢村	91, 93	520.21		水かん 22.62
					土流 497.54
					保健 137.65
	小計		3,186.75		
国特3	雫石町	756～784	6549.56		
					保健 1298.12
					砂指 9.68
					県史跡 1.43
	計		11,091.71		
県特1	盛岡市	60～67	151.22		水かん 151.22
県特2	盛岡市	71, 208, 365～369, 371, 372	70.57		水かん 69.21
県特3	盛岡市	60～71, 365～369, 371, 372	1830.50		水かん 1,687.94
	計		2052.29		
鳥保特	雫石町		169.3	別紙3の とおり	土流 169.30
					保健 169.30
					国特保 169.30
	滝沢村		91.03		土流 91.03
					保健 90.98
					国特保 91.03
				史跡 24.80	
	計		260.33		
特母樹	雫石町		14.51		
	計		14.51		

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林 班)			
史 跡	雫石町	780,781	16.02	別紙3の とおり	土 流 16.02
					保 健 16.02
					砂 指 1.91
					国特2 16.02
	滝沢村	93	24.80		土 流 24.80
					保 健 24.80
				国特保 24.80	
				鳥保特 24.80	
	計		40.82		
県史跡	雫石町	757	1.43		国特3 1.43
	計		1.43		
	合計		69,711.53		

注1 種類及び備考欄の重複制限林の略称は、以下のとおり。

水かん＝水源かん養保安林

土 流＝土砂流出防備保安林

土 崩＝土砂崩壊防備保安林

保 健＝保健保安林

砂 指＝砂防指定地

国特保＝国立公園特別保護地区

国特1＝国立公園第1種特別地域

国特2＝国立公園第2種特別地域

国特3＝国立公園第3種特別地域

県特1＝県立自然公園第1種特別地域

県特2＝県立自然公園第2種特別地域

県特3＝県立自然公園第3種特別地域

鳥保特＝鳥獣保護区特別保護地区

特 母＝特別母樹林

史 跡＝史跡名勝天然記念物

県史跡＝県条例に基づく史跡名勝天然記念物

別紙1 保安林の指定施業要件

事 項	基 準
伐採の方法	<p>1 主伐に係るもの</p> <p>(1) 水源のかん養又は風害、干害若しくは霧害の防備をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、伐採種の指定をしない。</p> <p>(2) 土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、水害、潮害若しくは雪害の防備、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存をその指定の目的とする保安林にあつては原則として、択伐による。</p> <p>(3) なだれ若しくは落石の危険の防止若しくは火災の防備をその指定の目的とする保安林又は保安施設地区内の森林にあつては、原則として伐採を禁止する。</p> <p>(4) 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として、標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>2 間伐に係るもの</p> <p>(1) 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあつては、伐採をすることができる箇所は、原則として、省令が定めるところにより算出される樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。</p> <p>(2) 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあつては、原則として、伐採を禁止する。</p>
伐採の限度	<p>1 主伐に係るもの</p> <p>(1) 同一の単位とされる保安林等において伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として、当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を、省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積をこえないものとする。</p> <p>(2) 地形、気象、土壌等の状況等により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限度は、省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。</p> <p>(3) 風害又は霧害の防備をその指定の目的とする保安林における皆伐による伐採は、原則として、その保安林のうちその立木の全部又は相当部分がおおむね標準伐期齢以上である部分が幅20メートル以上にわたり帯状に残存することとなるようにするものとする。</p>

事 項	基 準
伐採の限度	<p>(4) 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積をこえないものとする。</p> <p>2 間伐に係るもの</p> <p>伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第1号(2)イの樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実にであると認められる範囲内の材積をこえないものとする。</p>
植 栽	<p>1 方法に係るもの</p> <p>満1年以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり伐採跡地につき的確な更新を図るため必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>2 期間に係るもの</p> <p>伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>3 樹種に係るもの</p> <p>保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。</p>

別紙2 自然公園における施業の方法

区 分	施 業 の 方 法
特 別 保護地区	森林の施業に関する制限について、環境大臣はそれぞれの地区につき農林水産大臣と協議して定めるものとする。
第1種 特別地域	<ol style="list-style-type: none"> 1 禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り、単木択伐法を行うことができる。 2 単木択伐法は次の規定により行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。 (2) 択伐率は現在蓄積の10%以内とする。
第2種 特別地域	<ol style="list-style-type: none"> 1 択伐法によるものとする。ただし、風致の維持に支障のない限り、皆伐法によることができる。 2 公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は、原則として単木択伐法によるものとする。 3 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。 4 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。 5 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は環境省自然環境局長及び県知事は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。 6 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めること。 7 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 1伐区の面積は2ヘクタール以内とする。ただし、疎密度3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 (2) 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区は努めて分散させなければならない。
第3種 特別地域	全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

別紙3 砂防指定地等の施業方法

区 分	施 業 の 方 法
砂防指定地	県条例で定めるところによる。
鳥獣保護区 特別保護地区	「鳥獣保護区内の森林施業について」（昭和39年1月17日38林野計第1043号）による。
特別母樹林	「林業種苗法」（昭和45年法律第89号）による。
史跡名勝天然記念物	「文化財保護法」（昭和25年法律第214号）で定めるところによる。
県条例に基づく史跡 名勝天然記念物	「岩手県文化財保護条例」（昭和51年3月26日岩手県条例第44号）で定めるところによる。